**政令第百七十号**

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十一条第四項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第二項、第三十二条第五項第二号、第三十四条第二項、第三十六条第五項第二号、第三十七条第三項第二号、第三十八条第三項第二号、第五項第二号（同法附則第三十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九項（同法附則第三十九条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第二号、第四十一条第四項第二号、第四十二条第七項第二号、第四十四条第八項第二号並びに第五十条並びに同法附則第三十六条第三項において読み替えて準用する同法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第四十五条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二（見出しを含む。）中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第八条の二（見出しを含む。）中「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」を「平成二十八年四月から平成二十九年三月まで」に改める。

第十条第五項中「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」を「平成二十八年四月から平成二十九年三月まで」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第十一条第二項、第十三条第四項及び第十七条第二項中「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」を「平成二十八年四月から平成二十九年三月まで」に改める。

別表第一第十九号中「以後」を「から昭和二十四年四月一日までの間」に改め、同表に次の一号を加える。

| | |
|---|---|
| 二十　昭和二十四年四月二日以後に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率 | |
| 昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで | 一・三〇五 |
| 昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで | 一・二七二 |
| 昭和六十三年四月から平成元年十一月まで | 一・二四一 |
| 平成元年十二月から平成三年三月まで | 一・一六五 |
| 平成三年四月から平成四年三月まで | 一・一一二 |
| 平成四年四月から平成五年三月まで | 一・〇八一 |
| 平成五年四月から平成六年三月まで | 一・〇五九 |
| 平成六年四月から平成七年三月まで | 一・〇三八 |
| 平成七年四月から平成八年三月まで | 一・〇一七 |
| 平成八年四月から平成九年三月まで | 一・〇〇五 |
| 平成九年四月から平成十年三月まで | 〇・九九一 |
| 平成十年四月から平成十一年三月まで | 〇・九八〇 |
| 平成十一年四月から平成十二年三月まで | 〇・九七九 |
| 平成十二年四月から平成十三年三月まで | 〇・九七九 |
| 平成十三年四月から平成十四年三月まで | 〇・九七八 |

別表第二昭和二十三年四月二日以後に生まれた者の項中「以後」を「から昭和二十四年四月一日までの間」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 昭和二十四年四月二日以後に生まれた者 | 一・三〇五 |

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年四月から平成二十八年三月までの月分の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第三十一条から第四十四条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例老齢農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

3　平成二十七年四月から平成二十八年三月までの月分の平成十三年統合法附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金、平成十三年統合法附則第三十八条第一項に規定する特例退職年金及び平成十三年統合法附則第三十九条第一項に規定する特例減額退職年金の支給の停止については、なお従前の例による。

農林水産大臣　森山　**裕**
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第百七十一号**

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千億円」を「千百五十三億円」に、「三千六百二十億円」を「四千三百七十九億円」に、「六万六千三百八十分の六万六千七十六」を「十万八千六百二十一分の十万八千二百八十九」に改める。